

衣川柔剣道場

使用区分		基本使用料	
		全面使用の場合	片面使用の場合
1人につき 1時間まで ごとに	児童及び生徒	60円	30円
	一般	120円	60円

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。